

を望むものにあらず。而して教育者は、其道德上の法則の代表者たれば、相當の努力を以てするも爲し能はざるがごときを命令すべからず。爲し能はざることを責め無理なることを學ひどきは、兒童は自然に不柔順となり、しかる其の不柔順は却て正當となるに至るべし。

女子の職分

(前號の續き)

單念士

女子と雖も活動勢力なきものにあらず、女子と雖も或仕事をなし、或企てをなして家庭社會國家の効益を

なしえざるものではあらせん。只仕事企劃の方面が男子と異なるのみであります、即ち女子の効用は重に内事に關し、小事に關するものであります、然れど世の中のこととは、外事と大事ではかり立つものではあり

ません、此兩者相俟ちて始めて家族社會國家の改良進歩は企圖せらるゝものであります。然るに世には女子は何事をも爲し得ずとなし、男子とは比べにならずとなし、改良進歩其健各種の計畫をなすは男子にのみ限る様に云ふものあれども、之れは比較の標準を誤りたるものと云はねばなりません。何となれば此等は皆女子は男子のする仕事はなし得ず、よしなすも比較にならずと云ふのみ、もし地を換へば女子も尙同じ詞を云ふことが出來ましょー、故に女子と雖も家族社會國家に對し、相當なる職分を盡し得ると云ふことは勿論であります。

さて世の多數の女子は、婚姻と共に明に重大なる職務を負ふものであります。而して此職務は女子自身に取り、又家族社會國家に取りて相當且つ重大なる仕務であると云ふことは何人も疑はぬのであります。否

是は人類の發達上より来る必然的の任務であります、而して其任務とは何ぞや、他なし、女子の嫁するや、其聲の如何は以て家族の浮沈和不和の原動となり、其の手の中には、小供を有爲の人物となし又はなし得ざる所の機を有し、常に家内の中心となり、進んでは其室家の光輝を放つ處の源泉となすものなり。即ち此等の事項は女子の職分中の最高本務と云ふべきものであります。尙之を分類して見ますれば、女子の職分は

一、妻たるの職分

二、母たるの職分

三、家内の調和者たるの職分

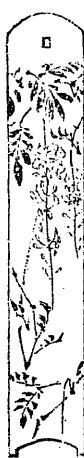
の三つであります。尙一步を進めて申せば、此三者は女子の天職でありまして、必然的任務であると云はねばなりません。

然るに、茲に數多の疑問あり。女子は此三大天職を

全ふせんが爲めに、何をなしつゝありますか。之が準備として如何なることを學びつゝありますか。世人は之就て如何なる指導をなしつゝありますか。近時の女子教育は、其知識を授くる部分より云ふも、訓練の上より云ふも、其天職を全ふせるの道を與へつゝありますか、少くとも日本の女子教育は此方針に進みつゝありますか、此三大天職を全ふせんとして、教育を受けたる妻と母とは如何なる仕事をなしつゝありますか如何なる成功を持ち來しつゝありますか、將た又如何なる失敗に陥りつゝありますか、世の女子教育淑女良妻賢母諸君よ、希くば此等の疑問に答へよ、希くば客なる勿れ、今日の家庭は昔の家庭より平和でありますか、和樂でありますか、今日の子供は昔の同年齢の子供に比すれば賢くありますか、今日の男子は昔の男子に比すれば家事に顧慮する所少くありますか、

若し此等に對して左様であると云ふ答がありませば、獨り一家の幸なるのみならず、國の幸であります。されども若し疑はしさ點もありとしますれば、女子たるものは、尙一層己を訓練し、己の見識の範圍を廣くし正しき知識を應用して、己の天職を全ふすることを務めねばなりません。

(未完)



研 究

町田 則文

臺灣に於ける古談 (承前)

第二 其他人物に關する談話。

歴史以外の人物談には、事實あり、假設あり、將來事實と雖も、多少の粧飾を加へたるあり、假設と雖も、

- 一、劉元普といふ人、他人の辛苦を教ひ後其子、狀元に中り富榮を致せし話。
- 二、許氏の祖母貞節を守りし話。
- 三、真太守の敏智能く罪を判せし話、
- 四、聰慧なる幼女の話。
- 五、臺南に一老生あり、船によりて病み、謙によりて癒へし話。
- 六、貪然なる樵夫、人を救ふの功名を、博せんとして、反て人を殺せ

或は事實に因由するなり、一々之を分拆するは、一朝一夕の事にあちざるのみならず、算ろ是れ土俗學上の、區域に屬し、教育上に左まで必要を認めざるべし。故に茲には、事實と假設とを問はず、一括して、一項の下に掲ぐることとなせり、但其中につきて、

其一 教訓的事實、

其二 愛笑的事實、

に分かれ居るは明かなれば、此小項の下に、各其事實を配彙することとせり。